（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）	［新設］
第一条　商工会又は商工会議所及び関係市町村（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事（当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。）に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。	
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一　当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書	
二　当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し	
三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面	

住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7　平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

8　実施時期

年　　月～　　年　　月

9　連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

10　関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	